

日程第 6. 議案第 5 号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長 宮城清政君 日程第 6. 議案第 5 号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 5 号 和解及び損害賠償額の決定について 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。1. 相手方は記載のとおりであります。2. 事故の概要 平成 26 年 7 月 4 日午前 11 時 55 分ごろ、字照屋 329 番地先県道 82 号線交差点付近において、職員が職務上運転する公用車で交差点を照屋十字路向け右折したところタイヤが滑り、照屋方面から直進してきた走行中の相手方車両運転席側後方に接触し、当該車両を損傷させた。3. 損害賠償額 95 万 7,000 円。提案理由については、上記事故について、和解し損害賠償の額を決定したいので提案するものであります。裏面に、事故発生状況の略図があります。お目とおしのほどお願いします。よろしくご審議をお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。14 番 金城好春議員。

○14 番 金城好春君 車は、ゆっくり走れば事故はないと思うのですが、この道についてはちょっと感じるがあります。90 度右折しますから、遠心力でもって左側に行くと思うのですが、これが逆に右側に寄って相手の車にぶつかっていることになっています。運転していた日は雨降りだったのか、若しくは車の右側前輪がパンクしてぶつかったのか。また、損害賠償金額が 100 万円近くもかかっているということで、相手の車が新車だったのか。新車だったら部品取り替えなど莫大な修理費がかかると思うのです。そこをもっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 事故の概要図面を見ていただければと思います。照屋給油所、農協側から来て照屋十字路側に右折です。俗に言うけつが逃げました、スリップです。当時雨が降っておりまして、右折ですのでより左側に逃げようとしています。結局、前輪はセンターライン付近に向けますのでそこで接触です。おっしゃるとおり、95 万 7,000 円の損害賠償額です。実は 10 トントラックでありまして、デコトラということがございます。特殊なバンパー、ステンレスで作られたものです。いわゆる注文生産のものでございました。たまたまこのトラックがそういう状況でありました。結構時間がたっているのですけれども、個人で請け負って仕事をなさっている方ですので、業務には支障のない程度の損傷で

はあったのですけれども、この事故の相手方の業務の合間と言いますか、それを見込んでの修理になって、今、協議が整ったということで今の提案になっております。この事故の経緯については、平成26年の3月定例会で補正予算、本町側の車が破損して購入でしたのでその時にも説明はさせていただいております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 この事故の現場は、月曜日から金曜日、私は毎日通っている所なのでですね。確かに天気が悪かった雨の日ということもおさらなのですが、天気の良い日も歩くにも運転するにも動き難い場所です。たぶん、車がなければ事故は起こらなかったと思います。見通しが良いようですごく悪い所なので。もう少し手前200メートル右側のほうから照屋十字路を突っ切ろうとして、次の山川に向かう車がこちらで相当飛ばすのです。だから公用車のほうもスピードを上げようとして、相手方車を避けようとするあまりもあったのではないかと私は推測しますが、とにかくここは事故と言いますか注意すべき所なので。ですから、私は再三、総務課のほうにもここをどうにかして欲しいとお願いしているのですが、95万円も金がかかっているわけですから、事故をどう対応したのかお聞かせください。事故を防ぐにあたって対応されているのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今の議員のご質問は、物理的に何か安全策を講じたかというご質問だと思います。この事故に関しましては、ちょうど雨の降り始め、ご承知のとおり雨が降ったじきは路面の上に埃等も浮き始めて非常に滑りやすい状態になっております。そのときに、それなりの注意と速度で進行していれば事故には至らなかったと思うのですが、それは人的によるものが大きかったと考えています。この現場は、議員がおっしゃるように朝夕の通勤通学時、車両も歩行者も多い地域であります。このへんは所管の警察署とも協議して何か良い対策、注意喚起など含めて検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 ここは朝の7時半から8時の時間帯は、子どもたちが翔南小学校あるいは南星中学校へ行く横断道路で大事な所なので。どうしても横断しなければいけない所なので。この公用車はその時間帯ではなかったのでしょうかけれども、とにかく交通量の多い所で、ぜひ今のように警察あたりともよく協議されて対応していただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では私も質問させてください。まず 1 点目、95 万 7,000 円の査定。被害を受けた運転手からの請求だったのか。査定はどのようにやったのか、95 万 7,000 円の査定を聞かせてください。

それから、この 95 万 7,000 円、全額を公費で負担するのですか。町は損害賠償保険あるいは全国町村会の保険に加入しているはずですが。そういう保険ではなくて、全額公費、町民の税金で払うのかどうか答えてください。

それから、なんといっても雨が降ろうが何があろうが、運転する人の不注意なのでしょう。事故は起こるのが当たり前ではないのです。起こさないようにするのが運転手の責任でしょう。そういう過失、わざと起こすことはないと思いますが、過失ではあるが、いずれにしても注意しておけばこういう事故は起こりません。職員が運転に注意不足があったと思います。そうしたことに対して皆さんはどういうふうに職員指導をしたのか。

それから、今後、公用車で事故を起こした場合、全部町民の税金で負担していくのか。保険というものがあるが、これはなぜできないのか答えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 1 点目の賠償額でございます。これは議員も触れたとおり、本町が加盟している全国の自治協議会の保険から全額支出されます。一般会計には歳入にも歳出でもございません。保険会社から事故の当事者に支払われるということでございます。査定は、修理を見積もっていただいたものと休業補償。修理分がほとんどでございますが、あとは休業補償ということで、これも保険の補償基準と言いますか、それで査定されて支払われたということになっております。

それからもう 1 点でございますが、

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 0 時 43 分）

再開（午後 0 時 44 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○総務部長 新垣吉紀君 本町の公用車でございますが、平成 26 年第 3 回定例会で承認いただきまして、95 万円の軽自動車トラックの備品購入予算を認めていただきました。12 月に購入しておりまして、75 万 8,199 円です。この本町の公用車に保険が充当されたのが 40 万円。これは減価償却等も考慮された保険での査定です。ですから、差引 35 万 8,199 円が一般財源での負担ということになります。

それから、注意喚起についてでございますが、10人以上乗れる車とかある一定以上の公用車や社用車を持っている事業所は、安全運転管理者の設置義務があります。安全運転管理者は、実は私が担当しております、制度的に年に1回講習を受けます。副管理者も総務課長で設置されております。実は部課長会議で年に1回とか定期的に職員への安全運転の徹底ということで、車の日々の点検含めて運転には十分気を付けるように言うてはいるのですが、起こしたくて起こさないにしろ現実たまにこういったことが起こることは事実であります。しかし、やはりさらに注意喚起を各課職員に徹底していく必要があると考えておりますので、それもより具体的に、われわれが講習を受けたマニュアル等もございますのでそれを簡潔にしたものも資料として提示しながら行っていきたいと考えています。

これからの対応ですが、確かにケースによっては全部保険で対応できない費用も出てくる可能性もございます。そのへんも含めて、公務上の悪意が存在しない場合、そういった費用負担等もございますが、ルールづくりは難しいと思いますけれどもそれも含めて、できるだけ事故が出ないように管理を徹底していくことがまず優先です。費用についても、事故が起こったとき保険への事故報告も含めて、本人の調書等もございますので、起こった事故の原因も究明しながら未然に防ぐということで管理、注意喚起を徹底していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確認をしますが、95万7,000円のうち保険から役場に歳入があったのか教えてください。保険機関からあったのかどうか。たぶん保険関係となると、運転者の責任と言うか、全額を支給するのではなくて、補償するのではなくて相殺も出てくるのか。今回のケースについてはどうだったのか、教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回の95万7,000円、相手方への支払は全て保険での対応です。歳入はございません。直接、保険会社から修理工場、それから本人への休業補償で支払われます。歳入、歳出はございません。われわれが加入している自動車保険は、免責などございません。保険の掛金によっては全て払われるというものがありますけれども、この本町が加入しているのも免責等ございませんで、全て保険から支払われております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 予算として歳入・歳出がないようですが、この95万7,000円というのが、保険から相手方に損害を受けたものに対して支払われているわけでしょう。この95

万7,000円というのは、保険以外のことなのですか。何なのか、よく分からない。トラックのバンパーが壊れたものは、保険から直接支払いがされたわけでしょう。だったらこの95万7,000円というのは何なのですか。よく分かりません。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時50分）

再開（午後0時52分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第5号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。